

宜野湾海浜公園内施設等ネーミングライツパートナー募集要項

宜野湾市では、市有施設等を有効に活用することにより、新たな財源の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、宜野湾海浜公園施設等への企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおり企業等（ネーミングライツパートナー）を募集します。

1. 対象施設、契約希望金額（年額）、契約希望期間

番号	施設名 所在地	契約希望金額（年額） 契約希望期間
①	宜野湾海浜公園屋外劇場 宜野湾市真志喜四丁目2番1号	1,500万円（税込） 3年以上5年以内
②	宜野湾市立グラウンド 宜野湾市真志喜3丁目25-1	200万円（税込） 3年以上5年以内
③	宜野湾市立体育館 宜野湾市真志喜四丁目2番1号	200万円（税込） 3年以上5年以内

- ※1 施設概要：別紙のとおり
- ※2 提示額は市としての契約希望金額です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。
- ※3 複数（①～③）の施設に応募することも可能です。
- ※4 契約の開始時期及び看板の設置については協議のうえ、決定するものとします。
- ※5 契約期間終了後、ネーミングライツパートナーが契約更新を希望する場合、市が提示する次期契約希望金額等に基づき、優先的に契約更新の可否を判断できる「優先交渉権」を付与します。

2. 募集条件

(1) 応募資格要件

ネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備えた法人であること。
なお、以下の項目に該当する者を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される者
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- ⑤ たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等が代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）となっている者又は同法に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している者
- ⑦ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- ⑧ 市から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けている者
- ⑨ 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- ⑩ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認める者

（2）愛称の条件

- ① 市民や施設利用者にとって親しみやすく、わかりやすく、呼びやすい名称とし、宜野湾海浜公園施設等にふさわしいものとします。また次のいずれかに該当すると認められるものは、愛称として使用できません。
 - ア 法律、条例及び規則等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容が、市民に誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - ク 個人の氏名
 - ケ その他、愛称として表示することが適当でないと認められるもの
- ② 愛称には、次に掲げる文字を含めるものとします。
 - ア 「宜野湾」又は「じのーん」等、宜野湾市を連想させる文字
- ③ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は原則できません。
- ④ 募集する名称は、本施設の愛称であることから、条例で定めている施設の名称を変更するものではありません。
- ⑤ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募者側において問題を解決し、対応すること。それらに関する紛争が生じた場合は、応募者側の責任において対応するものとし、本市は責任を負わないものとします。

（3）ネーミングライツ料以外の費用負担

- ① 名称変更に伴い、市が設置管理する看板、案内板等の表示変更は、市（設置管理者）と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツパートナーが施工するものとします。また、新設および契約終了後の原状回復はネーミングライツパートナーが施工することとし、それに要する費用および愛称使用期間における維持修繕に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。※1)

- ② 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年4月7日 条例第28号）の手続きや、本市以外の行政機関等が設置管理する道路標識、案内表示等の表示変更に係る手続きについては、ネーミングライツパートナーが関係機関と協議のうえ、その費用を負担していただくことになります。※2)
- ③ 契約締結に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
 - ※1) 新設する看板については、設置の可否を含めて協議します。また、看板の設置時期および設置場所は観光スポーツ課と調整することとし、愛称のデザインについては案を作成した段階で観光スポーツ課と協議するものとします。（実際に使用希望の愛称デザイン等が決まっている場合は、具体的に提案してください。）
 - ※2) 敷地内外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行います。

(4) リスク負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。また、原則施設利用の閉鎖等によるネーミングライツ料の減額は行いません。その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

3. 応募手続

(1) 募集要項の配布期間および応募期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月17日（金）まで
応募期限までに提出書類を全てまとめ、申込先まで持参又は郵送（期間内必着）して下さい。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※募集要項及び申請様式は、宜野湾市ホームページからダウンロードできます。

(2) 施設見学会

希望者を対象に、随時、施設見学会を開催します（※要事前申込み）。

※参加方法

施設の見学を希望される方は、申込先のFAXまたはメールアドレスへ企業名、参加者、連絡先を明記の上、ご連絡ください。

（1団体あたり3名以内の参加をお願いします。）

(3) 問合わせ先

宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課（電話番号：098-893-4432）

(4) 提出書類

次の書類を、応募期間内に宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課に持参又は郵送（期間内必着）してください。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
 - ② 法人の概要書（様式2）
 - ③ 地域貢献等に対する支援の実績及び今後の計画等（様式3）
 - ④ 登記事項証明書
 - ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
 - ⑥ 納税証明書（国税、地方税）※未納がないことの証明書
ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）
イ 地方税（都道府県民税、市町村民税）
 - ⑦ 直近2期分の事業報告書
 - ⑧ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書その他当該法人の財務状況を明らかにする書類）
- ※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 提出部数

正本1部および副本（コピー可）8部を提出願います。

※用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、A4縦のフラットファイルにファイリングしたものを提出願います。

(6) 留意事項

- ① 申込書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却しません。
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に関し不正があった時は失格とします。

4. 質問の受付および回答

募集要項の内容等に関する質問については、様式4「質問書」を申込先に記載されている連絡先（メールまたはFAX）まで提出してください。メールまたはFAX送信後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。

(1) 受付期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月7日（火）まで

(2) 回答方法

上記受付期間に到着した質問のみ、質問書を提出した者へ令和8年7月10日（金）午後5時までにメールにて回答します。

5. 選考方法

- (1) 選定委員会を設置し、下記の選定基準に基づき総合的に評価を行い、ネーミングライツパートナー候補者（以下「候補者」という。）及び次点候補者の選定を行います。
- (2) 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、原則として市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補とします。
- (3) 応募が1者のみの場合でも、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしての適正について審査し、候補者とするかどうかを決定します。
- (4) 各選定委員の合計点数が、配点合計の6割未満の場合、失格とします。

【選定基準】

	審査項目	評価内容	配点
①	応募企業の状況	財務状況から見た経営の安定性	10
		地域貢献の実績及び計画等の評価	20
		市内企業の優先	5
②	愛称(案)	市民や利用者にとって親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	25
③	提案金額及び提案期間	価格点＝配点×(比較金額÷最高比較金額) 比較金額＝提案金額(年額)×(1+0.1×提案契約年数)	40
合 計			100

6. ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

- (1) ネーミングライツパートナーの決定
選定委員会による選定結果をもとに、候補者との協議が整った後、ネーミングライツパートナーとして決定し契約を締結します。
- (2) ネーミングライツパートナーの公表
ネーミングライツパートナーの決定後、応募者全員に結果を通知した後に、当該企業等の名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

7. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を解除することができるものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

8. 申込先

〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課

スポーツコンベンション係（宜野湾市役所 別館2階） 担当：桃原・大湾

TEL：098-893-4432

FAX：098-893-4410

メールアドレス：Shimin05@city.ginowan.okinawa.jp